報告第16号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項 損害賠償額の決定及び和解

	T	T		
専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 25 年 7 月 25 日	219, 213 円		平 25 年 7 月 4 日 50 名 4 円 7 月 9 月 7 日 50 名 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	(1) 本市は、 相手 は、 は、 は、 は、 はた は、 はた は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
平成 25 年 8 月 8 日	13,650円		25年25年25年25年25年25年25年25年25年25年25年25年25年2	(1) 本市は、 市は、 市は、 大に関すられる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
平成 25 年 8 月 16 日	940円		25 曳目市お転のう走路し倒せ 25 曳目市お転のう走路し倒せ	(1) 本市は、 本市は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大

平成 25 年 9 月 11 日	230,000円	9分黒近てカっ作ー、どどたり分黒近てカっ作ー、どどたりのよいのはあります。 1 行り が が が が が が が が が が が が が が が が が が	
平成 25 年 9 月 18 日	160,029円	平 25年 3 月 11 日 30 日 4 日 第 30 日 4 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	の損害賠償金と